

○財務省告示第百八十一号

省令第三十号（第七条第三項の規定に基づき、平成十八年三月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。）
平成十八年四月七日
財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金額	振替単位	発行行	償還期限
割引短期国庫債券（第七回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で二兆三千九百六十四億八千万円	千万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額による。	平成十八年三月二十日	平成十九年三月二十日 ただし、償還期が銀行休業日に た

